

概要

審査請求人（以下「請求人」という。）に発症した「振動障害」は、業務上の事由によるものとして、不支給とした原処分を取り消した事例

要旨

1 事案の概要及び経過

請求人は、昭和〇年〇月から平成〇年〇月までの20年以上の間、数次の下請建設会社において、トンネル坑夫として就労しており、バイブレーター等の振動工具を使用する振動業務に断続的に従事したことにより「振動障害」を発症したとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、振動障害の認定基準を満たす疾病が発症しているとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

2 審査請求の理由

請求人は、平成〇年〇月から約10年間、覆工としてトンネル工事の振動業務に従事したために、振動障害を発症した。監督署長が末梢神経障害及び運動機能障害を認めながら、〇〇病院のFSBP検査の鑑別診断によって、末梢循環障害を認めないとした不支給決定は失当であるとしている。

3 原処分庁の意見

- (1) 請求人は、トンネル坑夫としてコンクリート打設時にバイブレーター等の振動工具を扱っており、当該作業は振動業務に該当する。
- (2) 請求人は、振動業務に少なくとも58月従事しており、認定基準の従事期間の要件を満たしている。
- (3) レイノー現象については、請求人の自訴のみに基づくものであり、発現は認められない。
- (4) 末梢循環障害については、「著明に認められる」とした主治医の意見が、振動障害専門部会の意見において医学的妥当性をもって明確に否定されており、鑑別医も「認められない」と診断しているため、「認められない」と判断する。
- (5) 末梢神経障害及び運動機能障害については、鑑別医、振動障害専門部会の意見より、「認められる」の範疇に該当する。

以上から、請求人の疾病は認定基準の要件を満たさないため、業務外の疾病と判断したものである。

4 審査官の判断

- (1) 請求人は、相当期間振動業務に従事していたと認められる。
- (2) レイノー現象については、当審査官の聴取において、自訴は勘違いであることが確認されたため、発現はないものと判断する。
- (3) 自覚症状について、医証及び聴取から「手指、前腕等にしびれ、痛み、冷え、こわばり等」が持続的又は間歇的に認められる。
- (4) 末梢循環障害について、主治医及び鑑別医の検査結果から、「認められる」と判断する。

- (5) 末梢神経障害について、主治医及び鑑別医の検査結果から、「認められる」と判断する。
- (6) 運動機能障害について、主治医は認定基準に定める検査を一部実施していないことから、所見を採用せずに、鑑別医の検査結果から、「認められる」と判断する。

以上から、請求人の疾病は認定基準の要件を満たしており、業務上の疾病と認められるものであって、監督署長が請求人に対してなした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当ではなく、取り消しを免れない。